安曇野市

安曇野市農政の概要

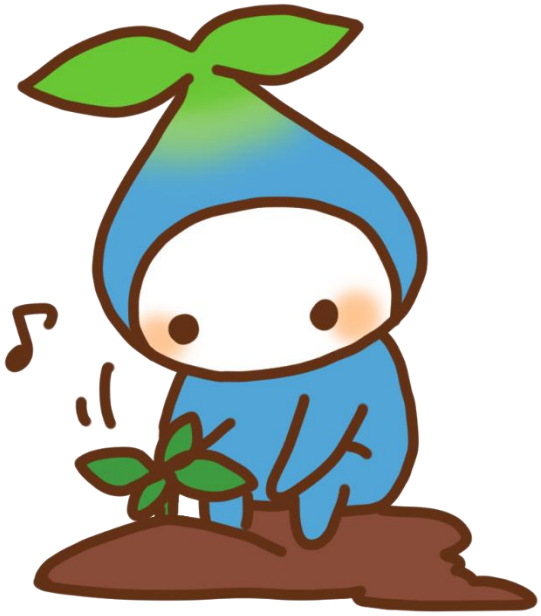

令和７年４月

農林部　農政課

目　　次

第1章　　安曇野市農業の概要　　頁

1　安曇野市の概要……1

2　安曇野市農業の基本指標……1

3　安曇野市農業再生協議会について……3

第２章　安曇野市の主な農業振興制度

1　農業・農村振興基本計画……4

2　農業振興地域整備計画……5

3　農業生産振興事業……6

4　水田農業振興事業……7

5　畑作園芸振興事業……7

6　畜産振興事業……9

7　水産業振興事業……9

8　農村集落支援事業……9

9　担い手対策……10

10　新規就農者対策……13

11　耕作放棄地対策……16

12　中山間地域等支援事業……17

13　有害鳥獣対策……18

14　農産物販売促進事業……20

15　農産物消費拡大対策……20

16　市民農園事業……21

17　職農教育推進事業……21

18　農村都市交流促進事業……22

○資料１　安曇野市農業農村振興基本条例……23

○資料２　所管施設一覧……25

安曇野市農業の概要

1　安曇野市の概要

安曇野市は、平成 17 年(2005 年)10 月 1 日に、豊科町・穂高町・三郷村・堀金村・明科町の5町村が合併して誕生しました。長野県のほぼ中央部に位置し、松本から電車で約 10 分から 30 分のところにあります。

北は大町市、松川村、池田町、生坂村、筑北村、南は松本市に隣接しています。西部は雄大な北アルプス連峰がそびえ立つ中部山岳国立公園の山岳地帯であり、燕岳、大天井岳、常念岳などの海抜 3,000 メートル級の象徴的な山々があります。北アルプスを源とする中房川、烏川、梓川、高瀬川などが犀川に合流する東部は、「安曇野」と呼ばれる海抜 500 から 700 メートルの概ね平坦な複合扇状地となっています。

人口・世帯数	【人口】95,555 人 (男 46,396 人／女 49,159 人) 【世帯数】42,101 世帯　(令和 7 年 4 月 1 日現在)
面積	331.78 平方キロメートル
標高	550 メートル　(安曇野市役所(本庁舎)の標高)
合併前の町村名	長野県南安曇郡　豊科町／穂高町／三郷村／堀金村 長野県東筑摩郡　明科町
水稲の収穫量	19,300 トン　(県内 1 位)　※令和 6 年作物統計より

安曇野市ホームページより

2　安曇野市農業の基本指数

農林水産業の基本指標

■ 面積

耕地面積	5,007 ha
田耕地面積	4,110 ha
畑耕地面積	897 ha
林野面積	19,253 ha

■ 農家数

総農家数		4,553 戸
自給的農家数		2,074 戸
販売農家数		2,479 戸
主副業	主業農家数	364 戸
	準主業農家数	363 戸
	副業的農家数	1,778 戸

■ 地域

農産物直売所数※1	12 施設
農業協同組合※2	2組合

資料：面積・人口・経営体数・農家数は、農林水産省「2020年農林業センサス」、

■ 人口・経営体数

農業従事者数	3,398 人
農業経営体数	2,573経営体
林業経営体数	28経営体

※1　安曇野市直売所連絡協議会会員施設数
※2　あづみ農協(豊科・穂高・三郷・堀金地域)
　　松本ハイランド農協(明科地域)

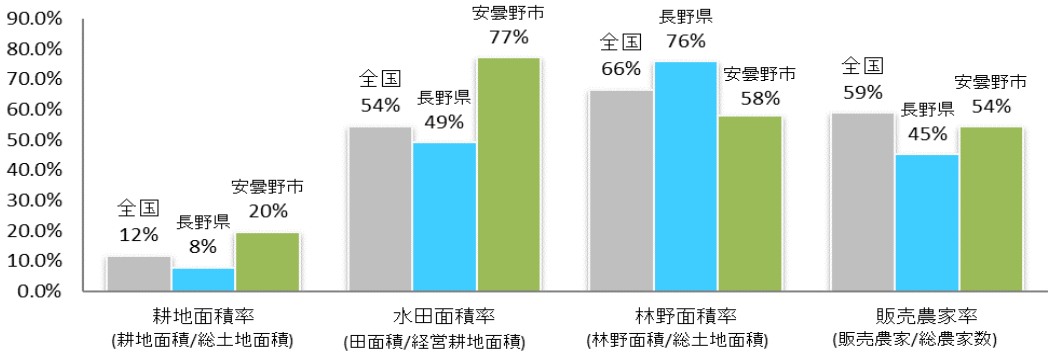

■ 販売目的の作物別データ

	作付経営体数	作付面積
水稲	2,081	2,791 ha
麦類	238	531 ha
雑穀	130	261 ha
いも類	72	－ ha
豆類	166	169 ha
野菜	668	173 ha
花き	142	19 ha
果実	419	344 ha
その他	113	137 ha

農林水産省「2020農林業センサス」による

注「その他」は、菌茸・種苗・苗木類・工芸農作物など

	飼養経営体数	飼養頭数
乳用牛	10	884 頭
肉用牛	13	721 頭
豚	4	― 頭
鶏	5	1,200 羽

農林水産省「2020農林業センサス」による

■ 水稲・麦豆類・そば

	作付面積	収穫量
水稲	2,980 ha	19,300 t
小麦	693 ha	2,350 t
六条大麦	96 ha	282 t
大豆	319 ha	526 t
そば	400 ha	276 t

農林水産省「作物統計」による

水稲、小麦、六条大麦 ・・・ 令和6年産

大豆、そば ・・・ 令和5年産

■ 野　菜（令和5年産）

県指定野菜	作付面積	収穫量
たまねぎ	37 ha	1,490 t
きゅうり	8 ha	214 t

農林水産省「作物統計」による

■ 果樹

	経営体数	栽培面積
りんご	344	― ha
ぶどう	41	― ha
日本なし	43	15 ha
もも	18	4 ha
かき	10	― ha
くり	22	5 ha
西洋なし	18	4 ha
その他	43	― ha

農林水産省「2020農林業センサス」による

安曇野市の主な農産物

米

長野県の一等米比率は全国トップクラスです。その中でも安曇野市は県内最大の収穫量を誇る米どころです。

りんご

北アルプス山麓にある扇状地は、広大なりんご畑が広がっており、安曇野の気候風土など自然条件も整って、安曇野市のりんごは最高級の品質を誇ります。主な種類は9月初旬の『つがる』から始まり、『シナノスイート』・『シナノゴールド』・『秋映』、11 月の『ふじ』となります。りんごの中に蜜がたっぷり含まれた、さわやかな甘さが特徴です。

わさび

日本一の生産量を誇る安曇野市のわさびは、豊富な湧水を利用したわさび畑で栽培されています。わさびの花は、「市の花」となっています。

あづみの 安曇野の農産物を応援する妖精

あづみ～ず

安曇野市、JA 関係団体や生産者等で構成する「安曇野市農業再生協議会」で制作した「安曇野の農産物を応援するキャラクター」

そばっぴ　あぷふーる　みずん　らいすん　わさっぴ

３　安曇野市農業再生協議会について

安曇野市農業再生協議会は、平成 23 年 6 月に市、ＪＡほか農業関係団体で組織されていた各種協議会組織を統合して設立した。当協議会は、農業振興施策の円滑な推進体制の構築と、安曇野市農業農村振興基本計画に基づく農業振興に係る各種のモデル事業に取り組み、その効果を検証することにより農業者の所得向上と市の農業振興を目的としている。

内　　容	Ｒ６年度決算額（歳出）	Ｒ７年度予算額（歳出）
経営所得安定対策推進事業 【経営所得安定対策推進事業交付金事務】	16,794,675 円	16,950,000 円
農業生産振興事業 【米穀・果樹・そ菜・花き・畜産振興】	17,732,108 円	22,594,000 円
農村集落支援事業 【集落営農組織・後継者・荒廃農地】	582,884 円	1,050,000 円
農産物販売促進事業 【安曇野産農産物ＰＲ】	2,235,783 円	1,628,000 円
計	37,345,450 円	42,222,000 円

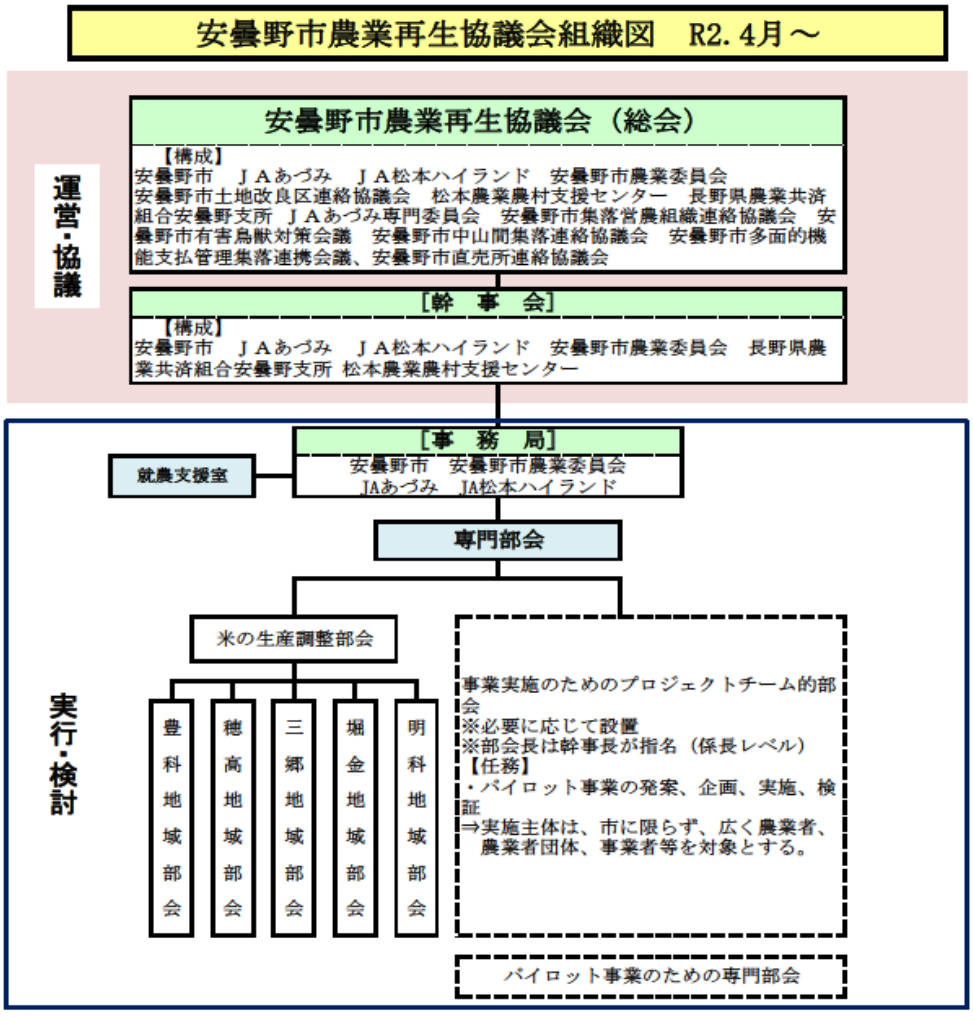

第２章　安曇野市の主な農業振興制度

１　農業・農村振興基本計画

安曇野市農業・農村振興基本計画は、市総合計画の農業分野の実行計画として、農業を取り巻く様々な課題を解決するため「稼ぐ」「守る」「農と生きる」の「３つの柱」を定め、産業としての「農業」を確立し、消費者と農業者がともに市民の財産である美しい「農村」を守っていくことを目指している。

なお、令和４年度から第３次計画による農業振興を図っている。

＜重点プロジェクト＞

「３つの柱」の実現に向け、課題のボトルネックを解消するため戦略的な取り組みを進めています。

（１）農業関係人口の拡大プロジェクト

農業への関心を高め、理解を深めることで、市民が「農」を支える活動を促進することを目的として、食育や地産地消の推進に取り組んでいる。

ア　認定こども園等での取組み

農業に興味･関心を持ってもらうため､認定こども園の園庭で米作りを行う｢園庭たんぼ（プチ田んぼ）」事業を令和 6 年度は 10 園で実施。また、農家と消費者の顔の見える関係性を構築するため、降園時に園庭で農家がマルシェ出店する「えんていマルシェ」を開催した。

イ　小中学校での取組み

安曇野市内の小中学校で取り組んでいる「お弁当の日」に、りんごや玉ねぎなど、地元で生産された農産物を提供することで、児童・生徒が農業に関心を持つ機会を作るとともに、安曇野産農産物の消費拡大につなげた。令和６年度は、12校への支援を行った。

また、ＪＡや地元の直売所、学校給食課と連携し、学校給食での地場産品の使用率向上に向け、視察を行ったり、新規の生産者を募集するための説明会の開催などを行った。

（２）農業者収入の底上げと安定化を目指す「支え合い」プロジェクト

安曇野ブランドを構築し、安曇野産の農産物の購入や応援、安曇野への来訪につなげるために、安曇野フルコース事業や県外イベント実施による安曇野のファンづくりを行っている。

令和６年度は、安曇野フルコース（夏）を１か月の期間限定で店舗展開を行ったり、ＪＲ新宿駅や関西圏での農産物販売を行った。

２　農業振興地域整備計画

農業振興地域の整備に関する法律に基づき平成 18 年４月に策定された安曇野市農業振興地域整備計画により、優良農地を保全しつつ、適正で合理的な土地利用を図る。

一般管理は、年２回の申出受付に基づき安曇野市農業振興地域整備促進協議会等の審議を経て計画変更を行う。

特別管理は、法により概ね５年ごとに基礎調査（総合見直し作業）を実施することとなっており、令和２年度（令和３年３月 25 日）に計画変更が完了した。　（編入 5.3ha、除外 13.9ha）

今後は、安曇野市土地利用基本計画等との整合を図りながら、優良農地との住み分けを明確化し、バランスのとれた土地利用を推進する。

農業振興地域農用地区域面積（R6.12 月時点）6,020ha

一般管理

年度	除外	編入
R2	9.0ha	
R3	1.4ha	0.2ha
R4	2.2ha	
R5	5.6ha	0.1ha
R6	2.6ha	0.6ha

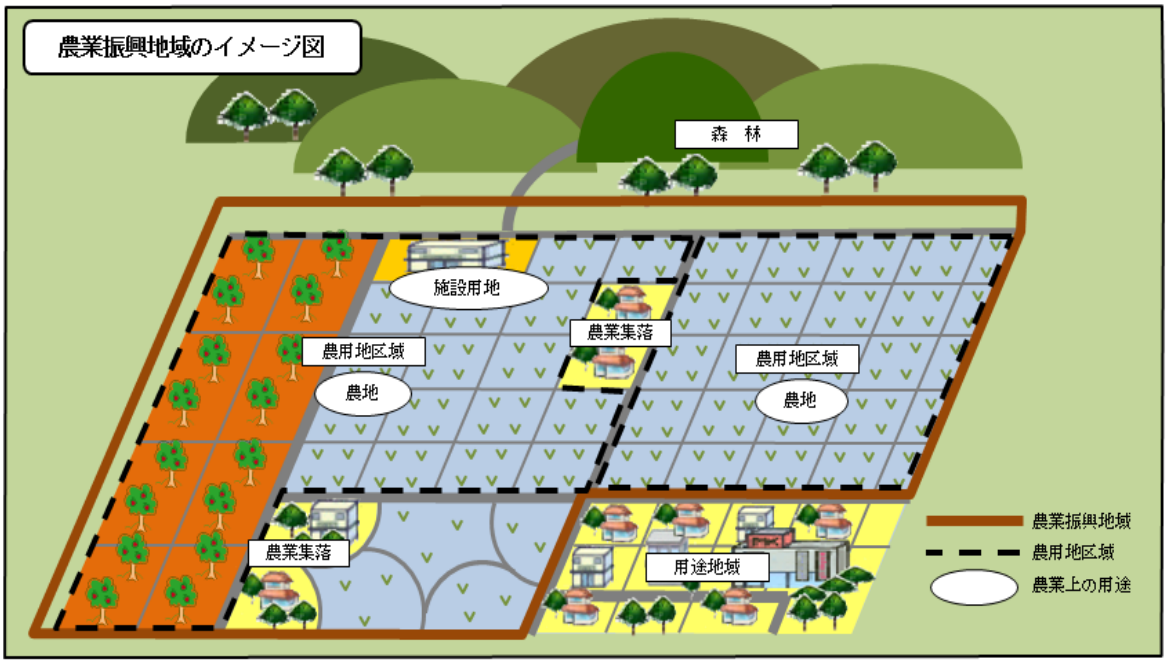

３　農業生産振興事業

（１）安曇野市再生協議会交付金交付

安曇野市農業再生協議会が実施した新技術導入の検証や環境に配慮した農業技術などの検証事業に対し交付金を交付している。

［安曇野市農業再生協議会農業生産振興事業内容］

令和６年度交付金（決算額）　3,580,319 円	
令和７年度交付金（予算額）　5,614,000 円	
事　業　名	主な事業内容
米穀類生産振興事業	黒豆生産振興事業
	現地確認手法検証事業
	麦転作田地力増進等推進事業
	みどりの食料システム戦略研修事業
	振興作物検証と販売促進連携事業
	米生産高温対策事業
果樹生産振興事業	地下水保全対策土壌診断補助事業
	りんご病害虫防除検証事業
	りんご作業支援者技術向上サポート事業
そ菜生産振興事業	環境にやさしい害虫駆除調査事業
	夏秋イチゴ高温対策事業
	わさび生産病害検証事業
花卉生産振興事業	花き生産圃場土壌成分データ収集調査事業
	カーネーションにおける遮熱資材の効果検証事業
畜産振興事業	安曇野牛ブランド化推進事業
	畜産悪臭低減検証事業

（２）環境保全型農業直接支払交付金

地球温暖化防止のため土壌への炭素貯留や生物多様性保全に効果の高い営農活動（有機栽培・カバークロップ等）に取り組む農業者等に対して、交付金（国 1/2・県 1/4・市 1/4）を交付する。

交付年度	交付対象件数	交付対象面積
R2	２件（11 戸）	175,700 ㎡
R3	３件（12 戸）	283,100 ㎡
R4	３件（11 戸）	298,100 ㎡
R5	４件（14 戸）	381,000 ㎡
R6	４件（16 戸）	390,600 ㎡

４　水田農業振興事業

（１）経営所得安定対策事業（市農業再生協議会事業）

国からの事務費交付金により、麦・大豆の生産拡大を促すとともに水田農業の経営安定を図る。

ア　令和６年度水田活用の直接支払交付金対象面積

作物名	基幹作物(ha)	二毛作(ha)
麦	728.8	3.1
大豆	39.1	205.1
飼料作物	28.6	4.6
WCS 用稲	56.1	0
米粉用米	6.6	0
飼料用米	141.5	0
そば	114.1	153.5
加工用米	19.4	0
新市場開拓用米（輸出用米）	10.6	0

イ　令和６年度産地交付金対象面積

作物名	基幹作物(ha)
野菜	98.5
花き・花木	7.1
果樹	0.5

５　畑作園芸振興事業

（１）安曇野市農業振興作物等推進助成事業

ア　重点作物（15,000 円以内/10a）

重点作物３品目について、生産拡大助成金を交付する。

作物名	面積(ha)
玉ねぎ	39.4
ジュース用トマト	29.9
黒大豆	8.0
計	77.3

イ　重点作物（産地化）（面積に応じて 3,000 円/10a ～ 9,000 円以内/10a）

重点作物３品目を 20ａ以上作付けた場合、助成金を交付する。

作物名	面積(ha)
玉ねぎ	31.8
ジュース用トマト	26.2
黒大豆	5.6
計	63.6

（２）そ菜価格安定共助会負担金

国・県の価格安定事業に基づき計画的に出荷する指定野菜等の最低価格を補償するための基金であり、農協の「そ菜価格安定共助会運用細則」に従い算出する。

令和６年度においては、2,600,350 円を支出した。

（３）収入保険加入促進対策事業

収入保険掛金の３分の１を市が補助（上限５万円）

令和６年度おいては 5,597,000 円を補助した。

（４）果樹共済加入促進対策事業補助金

果樹共済掛け金の３分の１を市が補助

令和６年産加入状況	引受実績面積(a)	結果樹面積(a)	加入率(%)
りんご	5,088	28,616	17.8
ぶどう	66	1,797	3.6
梨	244	1,866	13.1
もも	58	419	13.9
計	5,456	32,726	16.7

令和６年度においては、1,398,300 円を補助した。

（５）新わい化栽培用台木購入補助事業

りんご農家の高齢化が進む中、樹体を低く抑え収量を落さない方法として、新わい化栽培を導入し、苗木を大量に植える初期費用を抑え、本数を確保するためＭ９自根台木の購入価格の 1/3（上限 200 円/本）の補助を行う。令和６年度は 1,335 本分を補助した。

（６）玉ねぎ栽培機械化推進事業

玉ねぎ機械化一貫体系の推進のため、機械植え用苗の購入費、玉ねぎ専用機械の購入費の 1/3 の補助を行う。令和６年度は、苗購入補助 45 件の申請があり 5,116,124 円の補助を行った。

（７）果樹新植支援事業

果樹栽培面積の維持拡大を図るため、果樹の新植に係る苗代と棚の設置費用の 1/3 の補助及び、未収益期間については 50,000 円/10a を４年間補助する。（令和５年度から申請年度の事業合計 100 万円を上限とする）

令和６年度は苗補助６件の申請があった。

６　畜産振興事業

（１）畜産公害防止事業

家畜の衛生管理（ハエ対策等）や環境対策（悪臭低減）を行うため、畜産農家等が購入する資材や、家畜排せつ物の管理を行うための「たい肥舎等」の整備に要する経費及び機械に対して助成を行う。

（２）家畜伝染病防止事業

家畜伝染病予防法第５条に基づく定期検査（ヨーネ病）の予防注射を実施した農家に対し助成を行う。

（３）防疫対策事業

共済に付した家畜の診療・損害防止・法定伝染病の蔓延防止事業を行っている中信農業共済組合家畜診療所に対し、運営費の一部を負担する。また、畜舎に疾病を持ち込まない対策として、着衣やブーツカバー、消毒液の購入を行う。

（４）畜産環境整備リース事業等

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく畜産環境整備リース事業等を利用した農家に対し補償料等の助成を行う。

（５）畜産悪臭対策事業

ア　対策会議の開催（会議：３回、農家視察：２回）
イ　対策専門部会の開催（会議：３回、農家視察：２回）
ウ　臭気測定関係（３戸の畜産農家で通年の実施）
エ　悪臭対策等の研修会への参加による情報収集

（６）配合飼料価格高騰対策事業

輸入配合飼料の価格高騰による事業継続支援のため、畜産農家が加入する配合飼料価格安定制度への掛金の一部を支援した。

７　水産業振興事業

水産資源拡大事業（犀川への虹鱒稚魚放流事業）補助

犀川へ 430kg の虹鱒稚魚を放流し、水産資源の確保と釣り場の拡大による水産観光の推進を図る。

８　農村集落支援事業

令和７年度、安曇野市農業再生協議会が実施する後継者対策、荒廃農地対策事業等に対し交付金を交付。

令和７年度は、後継者対策、荒廃農地対策等として、予算額　911,000 円。

また、農作業サポート事業は、令和４年度からＪＡの無料職業紹介所事業へ統合して実施。

９　担い手対策

（１）現　状

ア　認定農業者の確保･育成状況（Ｒ６年３月末）

営農類型		件数	摘　　要
水稲・麦・大豆・そば等土地利用型農業		151(30)	・主に水稲＋麦等転作作物の水田農業経営
果樹	専作	42（8）	・三郷地域のりんご農家がほとんど。なし、もも、ぶどう等を含めた経営も増えている。
	複合	20（0）	
野菜	専作	21（10）	・たまねぎ、ジュース用トマト等と水稲の複合経営が多い。
	複合	13（0）	
花卉	専作	7（4）	・カーネーション、ストック、シクラメン等の施設園芸と水稲の複合経営が多い。
	複合	6（0）	
菌茸	専作	1（1）	・主にえのきたけ、ぶなしめじ、シイタケ
	複合	0（0）	
畜産	専門	13（6）	・酪農が大半で、養豚、肥育牛の大規模農家も多い。水稲との複合経営あり。
	複合	7（1）	
わさび	専作	8（2）	・穂高地域が大半で一部豊科地域。水稲との複合経営あり。
	複合	2（0）	
合　　計		291（62）	※カッコ内は、法人数（内数）

（地域別内訳）　カッコ内は、法人数（内数）

豊　科	穂　高	三　郷	堀　金	明　科	広域
50（7）	75（13）	68（16）	38（8）	15（4）	45(14)

＊令和２年度から複数の市町村で経営している場合は、県が認定する制度となった。

イ　認定農業者の推移（Ｒ７年３月末）

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R4	R5	R6
経営体数	264	267	273	280	283	272	289	286	291
（新規）		(7)	(11)	(12)	(5)	(8)	(17)	(10)	(14)

＊令和２年度から複数の市町村で経営している場合は、県が認定する制度となった。

ウ　集落営農組織の設立状況（Ｒ７年３月末）

組織数	内　　訳					経営面積
	豊科	穂高	三郷	堀金	明科	
24	8	8	1	5	2	768.3ha

＊共同販売経理を行っていない２組織（宮本営農組合、荒井生産組合）は含まれません。

＊上記の経営面積は、組合所有農地、利用権設定及び共同販売経理で耕作している面積です。
水稲など共同経理をしているが共同販売をしていない面積は経営面積に含んでいません。

エ　認定農業者及び集落営農組織への農地集積状況（Ｒ６年３月末）

農地集積状況年度

年度	認定農業者等	集落営農	合　計	集積率	参考全体面積
R2	2,593ha	830ha	3,423ha	52.4%	6,530ha
R3	2,944ha	767ha	3,711ha	57.0%	6,510ha
R4	2,484ha	767ha	3,251ha	50.2%	6,480ha
R5	2,705ha	768ha	3,473ha	53.7ha	6,470ha
R6	2,736ha	719ha	3,473ha	56.9ha	6,470ha

※市全体面積については、平成 29 年度までは、センサス経営耕地面積（5,415ha）を掲載していたが、長野県公表数値と整合を図るため、平成 30 年度から農地利用状況調査数値とする。令和２年度から複数の市町村で経営している場合は、県が認定する制度となったため地域ごとの集計は実施していない。

※令和４年度分から国報告との整合性を図るため、担い手は認定農業者、認定新規就農者基本構想水準達成者、集落営農組織の４分類に限定し、併せて面積を見直した。

オ　地域計画

安曇野市では、平成 25 年度に人と農地の問題を解決するために「人・農地プラン」を 14 地区（ＪＡの支所範囲）に分けて策定していましたが、令和５年４月１日に改正された農業経営基盤強化促進法において、新たに「地域計画」を策定することが義務づけられました。

「地域計画」とは、地域の農業者、農業委員会、ＪＡ、土地改良区等の関係者による話し合いを経て、農地１筆ごとの 10 年後の耕作者計画を記した「目標地図」を追加し、地域農業の将来の在り方を明確化し、農地の集約化等の取り組みを加速させる計画です。

（２）支援対策

ア　水田転作基幹作物助成金

大規模経営の担い手（認定農業者、集落営農組織等）の安定した所得の確保や経営の向上を目的に、国の「経営所得安定対策」を補充する形で、土地利用型の転作作物の「麦・大豆・そば」の作付けに対し、面積に応じ市独自の交付金を上乗せ交付する。

(ｱ)　水田転作で基幹作物（麦・大豆・そば）を作付けた担い手に助成する。

※利用権設定又は作業受委託契約が必要

［助成金額　4,000 円以内/10a］

(ｲ)　基幹作物の作付けで団地化（２ha 以上）を図った場合に助成する。

［助成金額　2,500 円以内/10a］

イ　集落営農組織機械等整備支援事業（安曇野市事業）

地域農業を担う集落営農組織が整備する農業機械・施設の取得費用の助成を行う。

区　　分	補助率	限度額
国庫等補助事業を活用できない場合	3／10 以内	300 万円

【交付実績】

年度	活用組織	事業費(円)	補助金額(円)	主な整備機械・施設
R2	5	27,900,025	7,990,000	ﾄﾗｸﾀｰ、ﾛｰﾀﾘｰ、ﾊﾛｰ、籾摺機
R3	6	34,042,669	9,000,000	ﾊﾟｲﾌﾟﾊｳｽ､ﾄﾞﾛｰﾝ､ｺﾝﾊﾞｲﾝ､ﾄﾗｸﾀｰ
R4	7	33,803,740	8,967,000	ｺﾝﾊﾞｲﾝ､田植機､ﾊﾛｰ､草刈機
R5	9	34,484,870	8,794,000	ﾄﾗｸﾀｰ、汎用ｺﾝﾊﾞｲﾝ、ｳｲﾝｸﾞﾊﾛｰ
R6	7	31,251,400	8,256,000	ﾛｰﾀﾘｰ、ﾌﾞﾛｰﾄﾞｷｬｽﾀｰ、電動石臼製粉機、ｺﾝﾊﾞｲﾝ、ﾄﾗｸﾀｰ

ウ　集落営農組織助成事業（安曇野市事業）

(ｱ)集落営農組織**設立**補助金　【Ｒ６交付実績：無し】

集落営農組織設立時に事務費等を助成する。

・基本額 80,000 円＋構成員 1 人につき 2,000 円

(ｲ)集落営農組織**育成**補助金　【Ｒ６交付実績：24 組織、2,670,000 円】

集落営農組織が地域農業の振興に取り組む活動費を助成する。

・経営規模別基本額（均等割分）

10ha 未満	10ha 以上 20ha 未満	20ha 以上
50,000 円	80,000 円	100,000 円

（R4 年度からの改定後基本額）

・活動項目によるポイント加算（実績割分）　20,000 円～80,000 円

(ｳ)ブロックローテーション加算　【Ｒ６交付実績：３組織、1,348,131 円】

ブロックローテーションの実施面積に助成する。3,000 円/10a

エ　集落営農活性化プロジェクト促進事業（国庫事業）

集落営農組織が作成した集落ビジョンの達成に必要な機械・整備等の導入費を助成する。

区　　分	補助率	補助金額上限
集落ビジョンの達成に必要な取組への補助（例：農業用機械の導入）	取組毎に異なる（例：1/2 以内）	最大 1,000 万（５年間で最大）

10　新規就農者対策

（１）現　状

年度	人数	年齢(就農時)			就農形態		
		20代まで	30代	40以上	新規学卒	Uターン	新規参入
R2	11	5(2)	4	2	3(2)	3	5
R3	11	1	4 (1)	6	0	6	5
R4	10	1	5 (2)	4 (2)	0	7 (3)	3 (1)
R5	13	3(1)	5	5	0	9	5
R6	7	1	3 (1)	3 (2)	0	6	1

※カッコ内女性人数

（２）支援対策

ア　親元就農促進事業（安曇野市事業）

【親元就農者の定義】市内に住所を有し、地域計画に位置づけられている認定農業者の２親等の直系卑属又はその配偶者で、次に掲げる要件の全てを満たす者

・市内に住所を有し、かつ、市内において農業経営を行う者
・年間農業従事日数が200日以上である者
・就農日における年齢が55歳未満の者

(ｱ)　親元就農支援金交付事業

事業概要	親元就農者及びその配偶者に対し定額の支援金を交付する。ただし、国庫補助事業による補助金の交付を受けた者は対象外とする。
交付額	年額20万円　（最長5年間）
その他要件等	・親元就農者の就農日が５年以内の者 ・前年所得500万円未満 ・農地集積、ボランティア活動等を行う地域貢献者 ・市税等の滞納者ない者

【交付実績】

年度	交付者数 （内新規対象者）	交付金額（円）
R2	18（ 5）	3,600,000
R3	20（ 8）	4,000,000
R4	26（ 9）	5,200,000
R5	29（ 8）	5,800,000
R6	31（11）	6,200,000

(ｲ)　親元就農機械等整備支援事業

事業概要	農業経営に必要な農業機械・施設の取得費用を助成する。ただし、国庫等補助事業を活用できない場合に限り助成するものとする。
補 助 率	3／10 以内（上限 100 万円）
そ の 他 要 件 等	・親元就農支援金交付事業対象者 ・経営状況に応じて親等の認定農業者を対象とする場合あり

【交付実績】

年度	件数	事業費(円)	補助額(円)	主な整備機械・施設
R2	4	11,952,440	2,994,000	色彩選別機、ﾄﾗｸﾀｰ、ﾄﾞﾛｰﾝ
R3	6	18,304,560	3,000,000	田植え機、トラクター
R4	6	15,448,960	3,200,000	田植え機、トラクター、高所作業車
R5	5	11,800,000	2,800,000	田植え機、トラクター、自動選別計量器、シーダー
R6	4	13,932,200	2,798,000	田植え機、高所作業車、乾燥機

イ　新規就農者育成総合対策事業（旧農業次世代）（経営開始資金）（国庫）
新規就農者に対し農業を始めてから経営が安定するまでの最長３年間給付
（令和３年度採択者までは最長５年）
交付額：１～３年目、年間 150 万円

【交付実績】

年度	交付者数 (内新規対象者)	交付金額 (円)
R2	25 (6)	34,280,500
R3	21 (3)	24,740,466
R4	18 (1)	25,777,219
R5	15 (4)	20,717,231
R6	11 (1)	16,950,000

ウ　新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）（国庫）
機械・施設等を導入する新規就農者を支援。

区　　分	補助率	補助金額上限
新規就農した年度に購入する施設や機械に対する補助。	3/4 以内	750 万円（経営開始資金と併用する場合は 375 万円）

【交付実績】

年度	事業費(円)	補助金額(円)	主な助成内容
R6	4,862,000	3,646,500	1 件　トラクター、歩行型除草機
合計	4,862,000	3,646,000	

エ　新規就農者住宅への入居（安曇野市事業）

事業概要	・三郷地域に３棟ある新規就農者向け住宅への受入 ・入居期間は５年以内（１回だけ３年以内の延長が可能）
家　賃	15,000 円／月　（光熱水費や修繕費等は自己負担）
対 象 者	・市内で就農して５年以内の者 ・３年以内に市内で就農することが確実な農業研修者 ・上記の他に市の農業の活性化につながると市長が認めた者

オ　新規就農者支援事業（安曇野市事業）

（ア）賃貸住宅助成

事業概要	市内へ就農する予定の者または市内へ新規就農した者で、アパート等の賃貸住宅に入居している者に対し、賃貸住宅の賃借料に対して補助金を交付
補助額	月額 10,000 円　（３年を限度） （月額 20,000 円以上の賃借料に限る）
交付要件	市内で就農して５年以内の者または３年以内に市内で就農することが確実な農業研修者（新規就農者住宅の入居資格に準ずる）

【交付実績】

年度	利用者	交付金額（円）
R2	6	630,000
R3	4	300,000
R4	4	420,000
R5	5	600,000
R6	5	640,000

（イ）研修費助成

事業概要	長野県農業大学校が実施する基礎的な技術を身に付ける研修を実施した場合、その研修費相当額を助成
補助額	各回の受講費用相当額（約 4,500 円～5,500 円/１回）
交付要件	・市内に住所を有していること。 ・長野県農業大学校が実施する農のある暮らし入門研修又は就農体験研修のいずれかを受講すること。 ・将来市内において就農を考えていること。

【交付実績】

年度	利用者	交付金額（円）
R2	0	0
R3	0	0
R4	0	0
R5	0	0
R6	0	0

11　耕作放棄地対策

（１）現　状（遊休農地・黄色区分）

年度	全体面積(ha)	解消面積(ha)	新規面積(ha)
R2	30.3（26.0）	6.8（5.6）	5.6（4.9）
R3	16.6（13.7）		2.9（1.9）
R4	18.7（14.8）	8.6（6.5）	10.0（6.9）
R5	13.2（11.7）	1.4（1.0）	1.2（1.0）
R6	14.6（11.0）	2.5（2.4）	2.7（1.9）

※ カッコ内数値は農振農用地（内数）

※ 県の調査における解消面積認定基準が変わったため、R3 年度は前年度からの解消の面積を算出することができない。

※ 令和５年度からは農業委員会の利用状況調査（遊休農地・黄色）の面積で整理。

ア　荒廃農地解消事業補助金（安曇野市事業）令和元年より

事業概要	農業者又は農業団体が、耕作放棄地を解消する場合に、解消に要した経費に対して補助金を交付。
交 付 額	５万円/10a
そ の 他 要 件 等	安曇野市荒廃農地解消就農者支援金交付要綱（平成 26 年安曇野市告示第 139 号）の交付対象者を除く。

【活用状況】

年度	申請件数 (件)	補助金額（千円）	解消面積（a）
R2	6	788	158
R3	1	609	121
R4	1	101	20
R5	1	50	10
R6	1	93	18

イ　耕作放棄地解消作業機（歩行型草刈機）貸出し事業【市再生協議会事業】

市内の軽微な耕作放棄地を再生するため、その農地を耕作又は耕作を予定している者に対し、歩行型草刈機を無料（燃料は満タン返し）で貸し出す。

・設置台数　３台

・保管場所　ＪＡあづみ三郷地域営農センター　１台

ＪＡあづみ穂高地域営農センター　１台

ＪＡ松本ハイランド川手地区営農センター　１台

【活用状況】

年度	件数
R2	42
R3	65
R4	66
R5	67
R6	79

12　中山間地域等支援事業

（１）現　状

中山間地域の農業は、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮しているが、有害鳥獣被害の増加、担い手の高齢化・減少等により耕作放棄地が増加することにより国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。

（２）支援対策

耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する中山間地域農業直接支払事業を実施している。

ア　国庫補助事業（中山間地域農業直接支払事業）第５期対策（R2～R6 年度）

事業概要	農振農用地内の中山間地域において集落協定に基づく農業生産活動等に対し、交付金を交付する。
交 付 額	急傾斜農用地（田）10 アール当たり上限 21,000 円
対 象 者	中山間の対象農用地で農地の保全・管理等を共同で行う団体
協 定 数	８集落（穂高 2,堀金 1,明科 5）　合計面積 75.6ha(R6 末)

イ　市事業（安曇野市中山間地域農業直接支払事業）

事業概要	農振農用地外等の中山間地域において集落協定に基づく農業生産活動等に対し、交付金を交付する。
交 付 額	急傾斜農用地（田）10 アール当たり 10,500 円
対 象 者	中山間の対象農用地で農地の保全・管理等を共同で行う団体
協 定 数	４集落（豊科２、穂高２）　合計面積 24.7ha(R6 末)

13　有害鳥獣対策（令和２年度より耕地林務課林務担当所管）

（１）現　状

市内の農作物被害の特徴は、平坦部では、キツネ、タヌキ、ハクビシンなどの小動物や、カラス、ヒヨドリなどの鳥類による被害が、また、山麓部では、これらの鳥獣に加えて、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマによる被害が発生しており、林業の被害とともに平坦部よりも被害額が多い。

特に、東山山麓ではシカ・イノシシ、西山山麓ではサルの害が深刻である。

近年の農水産物被害額の推移　（単位：千円）

年度	鳥類被害	獣類被害	計
H30	11,287	5,212	16,499
R1	11,070	4,170	15,240
R2	11,177	4,630	15,807
R3	11,019	3,429	14,448
R4	7,386	2,454	9,840
R5	7,044	1,054	8,098

※例年５月に県から通知

（２）被害防止対策

ア　地元の自力施工による獣害防護柵の設置

集落等地元の自力施工により獣害防護柵を設置する場合に資材を支給

維持管理費として年額、電気柵 30 円/ｍ、金網柵 24 円/ｍを補助金交付

地　区	設置距離（m）	設置年度	仕　様
明科中村	800	H23	H23 年度～27 年度 高さ：約２ｍ 上段：電気柵 下段：金網 H29 年度(明科天王原) 高さ：約２ｍ、金網
	1,000	H24	
豊科田沢	1,600	H24	
豊科大口沢	2,200	H24	
三郷南小倉	2,400	H24	
三郷北小倉	3,700	H25	
堀金田多井	4,200	H26	
堀金岩原	3,700	H27	
明科天王原	1,100	H29	
合計	20,700		

イ　野生鳥獣被害防止対策補助

対象事業	補助率	限度額
侵入防止柵（電気柵、金網柵及びネット柵）の設置に係る資材購入費	1/2 以内	500,000 円
侵入防止装置（電子防鳥機、大型回転体による防鳥機及び音波による鳥獣駆逐装置（※））の購入費	1/3 以内	上限なし

※　電子防鳥機、音波による鳥獣駆逐装置

【Ｒ６交付実績】

	件数	金額（円）
侵入防止柵	18	1,540,949
侵入防止装置	2	28,824

ウ　モンキードッグ事業

a　養成費の市負担

導入及び利用が集落内で合意形成された場合、養成に係る犬の訓練経費

b　維持管理費補助（管理者に対して１頭月額 3,000 円を上限に補助）

【Ｒ６交付実績】４頭　144,000 円

エ　エアガン購入助成

補助率：個人 1/3（上限なし）、組織 1/2（上限なし）

対象者：野生鳥獣による農作物被害を受けている農業者が、野生鳥獣の追い払いに利用するエアガンの購入経費

【Ｒ６交付実績】

	件数	金額（円）
エアガン購入助成	6	119,928

14　農産物販売促進事業

安曇野市農業再生協議会が実施した首都圏等ＰＲ事業や安曇野の農と食ＰＲ事業に対し交付金を交付している。

［安曇野市農業再生協議会農産物販売促進事業内容］

令和６年度交付金（決算額）　1,985,783 円	
令和７年度交付金（予算額）　1,378,000 円	
事　業　名	主な事業
農産物販売促進事業事務費	キャラクターグッズ制作
安曇野農産物ＰＲ事業	食の感謝祭での豊穣宝船奉納神事、販路開拓及び農産物 PR のためﾊﾟﾝﾌを印刷・配布

15　農産物消費拡大対策

（１）農産物等販路拡大事業

ア　首都圏・関西圏での農産物ＰＲイベントの実施

・安曇野市×あずさマルシェ

・上高地あずさ珈琲との連携イベント

・その他、安曇野市産農産物 PR および産地 PR イベント

イ　安曇野市産直センターの運営

・宅配便による農産物販売

・ふるさと納税返礼品

・アンテナショップを活用した農産物の出荷

武蔵野市アンテナショップ　…「麦わら帽子」

県アンテナショップ　…「銀座 NAGANO」

・銀座 NAGANO イベント時の物販

ウ　東京都武蔵野桜まつり、千葉県東金市産業祭など友好都市イベントへの出店

・安曇野市産直センター、その他出店農家の販売支援

エ　海外での販路拡大事業

（令和７年度計画）

・シンガポールでのイベント出店

・現地関係者を安曇野市に招聘し、インバウンドモニターツアーを実施

・越境ＥＣサイトへの農産物の出品

（２）地域農産物需要拡大事業

農産物直売所・加工所等運営事業

・安心安全な農産物の宣伝と、販売促進

・味噌や豆腐などの加工を通じた地域交流

・市内等で開催されるイベント等への出店

16　市民農園事業

（1）農業者以外の者が野菜等を栽培して、自然にふれ合うとともに農業に対する理解を深めるため、市民農園事業を実施している。

市民農園一覧（令和６年度末）

名　　称	区画数	利用状況
安曇野市豊科成相市民農園	20	20
安曇野市豊科熊倉市民農園	21	21
安曇野市豊科新田市民農園	33	33
安曇野市豊科下鳥羽市民農園	21	21
安曇野市豊科たつみ原市民農園	12	12
安曇野市堀金ふれあい市民農園（烏川）	36	36
安曇野市三郷小原市民農園	37	35
安曇野市三郷中萱市民農園	44	43
安曇野市三郷一日市場市民農園	18	17
９ヶ所	242	238

（2）ＪＡあづみとの市民農園事業での連携協力

「安曇野市とあづみ農業協同組合が直売所併設市民農園を活用し、農のある暮らしの充実と交流人口の創出・増加による農業振興と地域全体の活性化を図ること。」を目的とし、平成 28 年６月１日覚書を締結した。

ＪＡあづみが平成 29 年４月大型直売所北西に開設した「ハイジの里市民農園」(40 区画：30 ㎡/区画)の施設整備への補助を行い、利用者募集、農業講習会の開催に関する広報など利用者確保の面で支援をしている。

17　職農教育推進事業

（1）安曇野市農業塾等農業者育成活動支援事業補助

新たな農業者育成を目的に、市内の農業塾等が実施する事業に要する経費に対し、補助金を交付。

２団体 81 名（初年８名、２年目 14 名、３年以上 59 名）が受講。

（2）南安曇農業高校との連携事業

安曇野市と南安曇農業高校が農業分野で連携・協力し、市の農業・農村の振興を図るとともに､健康で教養豊かな科学的農業人を育成することを目的に平成 27 年９月８日連携協定を締結し、次の事業を行った。

ア　安曇野オリジナル商品開発プロジェクト

・グリーンサイエンス科フードコースの生徒（14 人）が市の特産品を使った新商品の開発に取り組み、そのうち 10 の試作案が販売商品として検討された。

18　農村都市交流促進事業

（１）農家民宿事業

・都市部に住む中学生が、農家に宿泊して農作業を手伝い農山村での農業を学ぶため、農家民宿事業を実施し、その受け入れ支援

・受入農家で構成する「市農家民宿連絡協議会」の事務局支援

・令和６年度は県外の中学校２校、合計 159 人を受け入れた。また、訪日の教育体験旅行として台湾の学校２校 36 人を受け入れた。

・農家民泊・農作業体験の内容や成果等を保護者をはじめとした地域住民と共有しすることを目的に、農作業体験で作付け等をした農産物を販売する「物産フェア」を開催し、農家民宿の送り手側地域（学校側）と受け手側地域（農家）との交流につなげた。

・会員相互の交流も再開し、協議会の活性化や受け入れ態勢の再構築などの情報交換会をおこなった。

【活用状況】

年度	人数	学校数
H28	1,155	13
H29	720	7
H30	1,013	11
R1	557	8
R2	0	0
R3	0	0
R4	0	0
R5	265	3
R6	159	2

○資料１

安曇野市農業農村振興基本条例　　平成25年３月28日条例第10号

（目的）

第１条　この条例は、本市の農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びこれに基づく基本方針を定め、市、農業者、農業団体、事業者及び市民の役割を明らかにすることにより、農業及び農村の振興に関する施策を計画的に推進し、もって農業及び農村に対する市民の理解を深めるとともに、本市の農業及び農村の持続的発展を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　農業者　農業を営む個人、法人、団体等をいう。

（２）　農業団体　農業協同組合、農業共済組合、土地改良区その他農業に関係する活動を行う団体をいう。

（３）　事業者　消費者に農産物を供給する事業又は農業及び農村を活用した事業を営む法人その他の団体及び個人をいう。

（４）　市民　市内に居住する者及び就労又は就学する者並びに市内に土地を所有する者をいう。

（基本理念）

第３条　農業は、市の基幹的産業の一つとして、良好な営農環境が確保されつつ、自然環境と調和した持続的な発展が図られるとともに、市民が健康で豊かな生活を実現するために、安全・安心な農産物を供給する体制が整備されなければならない。

２　農村は、農業生産活動の基盤として将来にわたり保全されつつ、農村が持つ多面的機能が発揮され、地域住民が豊かな田園環境の恵みを享受できる生活の場として整備されなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、農業及び農村の振興に関する施策を策定し、実施するものとする。

２　市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、農業者、農業団体、事業者及び市民と協力しなければならない。

（農業者の役割）

第５条　農業者は、基本理念に基づき、自らが農産物の安定的な供給者であるとともに、農村における地域づくりの主体であることを認識し、農業及び農村の振興に積極的に取り組まなくてはならない。

（農業団体の役割）

第６条　農業団体は、基本理念に基づき、農業者の営農活動の発展及び農村環境の保全に取り組まなくてはならない。

（事業者の役割）

第７条　事業者は、基本理念に基づき、農産物及び農村資源を積極的に活用するとともに、消費者及び利用者への提供に努めなければならない。

（市民の役割）

第８条　市民は、基本理念に基づき、農産物を供給する農業と自らが暮らす農村の果たす重要性への理解を深めるとともに、農産物の消費及び生産活動への理解並びに環境やコミュニティを育む農村の維持に協力するよう努めなければならない。

（農業及び農村の振興に関する基本方針）

第９条　市が、基本理念を実現するための農業及び農村の振興に関する基本方針は、次のとおりとする。

（１）　農業経営に必要な基盤の整備や農産物の生産流通の拡大、農業者の販売力強化への支援など

を通じて、農業者の所得を向上させ、農業を産業として成立させる。

（２） 農業後継者の確保と地域のまとまりによる農業生産活動の持続を促し、市民全体の財産である田園環境や景観と生活の舞台である農村を維持する。

（３） 北アルプス山麓に広がる環境の中で、将来にわたり安全・安心な農業の恵みを享受できるよう、その環境の保全に取り組み、広く市民が農に触れ、健康で生きがいのあふれるライフスタイルを実現する。

（計画の立案）

第10条 市長は、前条に規定する基本方針に基づく施策を計画的に推進するため、農業・農村振興基本計画（以下「基本計画」という。）及び基本計画を実施するための農業・農村振興計画（以下「振興計画」という。）を定めなければならない。

（安曇野市農業農村振興計画推進委員会）

第11条 振興計画の実施状況の点検及び評価並びに基本計画及び振興計画の推進に必要な調査及び提言をするため、安曇野市農業農村振興計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員）

第12条 委員会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者又は団体に属する者のうちから市長が委嘱する。

（１） 農業者

（２） 農業関係団体

（３） 事業者

（４） 消費者団体

（５） 識見を有する者

（６） 公募により選出された市民

（７） その他市長が必要と認める者

２ 委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３ 委員会に委員長、副委員長を置き、委員の互選により定める。

４ 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

５ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第13条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

２ 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３ 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４ 委員長が必要と認めるときは、関係者に対して、資料の提出、意見の説明その他必要な協力を求めることができる。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、平成25年５月１日から施行する。

（安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例の一部改正）

２ 安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例（平成17年安曇野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

（略）

○資料２

所管施設一覧

	分　類 （公共施設白書）	名　　称		条　　例
1	農産物加工施設	豊科農産物加工交流センター		安曇野市豊科農産物加工交流センター条例（平成17年10月１日条例第178号）
2	農産物加工施設	穂高農産物加工所		安曇野市穂高農業活性化施設条例（平成17年10月１日条例第172号）
3	農産物加工施設	堀金農産物処理加工施設		安曇野市堀金地域食材供給施設条例（平成17年10月１日条例第162号）
4	農産物加工施設	明科農産物加工交流施設	えべや	安曇野市明科農産物加工交流施設の設置及び管理に関する条例 （平成17年10月１日条例第161号）
5	農産物直売所	豊科南部地区産地形成促進施設	とよしな旬彩市	安曇野市豊科南部地区産地形成促進施設条例（平成18年１月30日条例第２号）
6	農産物直売所	Vif穂高		安曇野市穂高農業活性化施設条例（平成17年10月１日条例第172号）
7	農産物直売所	三郷産地形成促進施設	みさとサラダ市	安曇野市三郷産地形成促進施設条例（平成17年10月１日条例第183号）
8	農産物直売所	三郷畜産活性化施設	あづみ野ミルク	安曇野市三郷畜産活性化施設条例（平成17年10月１日条例第188号）
9	農産物直売所	堀金物産センター		安曇野市堀金物産センター条例（平成17年10月１日条例第184号）
10	農業体験施設	こねこねハウス		安曇野市穂高農業活性化施設条例（平成17年10月１日条例第172号）
11	農業体験施設	三郷やすらぎ空間施設	信州安曇野そばの郷	安曇野市三郷やすらぎ空間施設条例（平成18年１月30日条例第３号）
12	その他農業施設	新規就農者住宅（東小倉A・B）		安曇野市新規就農者住宅条例（平成17年10月1日条例第179号）
13	その他農業施設	新規就農者住宅（東小倉C）		安曇野市新規就農者住宅条例（平成17年10月1日条例第179号）
14	その他農業施設	三郷小倉多目的研修集会施設		安曇野市三郷小倉多目的研修集会施設条例（平成17年10月１日条例第166号）

No.	1	2	3	4	5
名称	豊科農産物加工交流センター	穂高農産物加工所	堀金農産物処理加工施設	明科農産物加工交流施設（えべや）	豊科南部地区産地形成促進施設（とよしな旬彩市）
	安曇野市豊科農産物加工交流センター条例（平成17年10月1日条例第178号）	**安曇野市穂高農業活性化施設条例（平成17年10月1日条例第172号）**	**安曇野市堀金地域食材供給施設条例（平成17年10月1日条例第162号）**	**安曇野市明科農産物加工交流施設の設置及び管理に関する条例（平成17年10月1日条例第161号）**	**安曇野市豊科南部地区産地形成促進施設条例（平成18年1月30日条例第2号）**
所在地	豊科4690－2	穂高5794	堀金烏川2696-1 堀金烏川2719-1	明科七貴9334-1	豊科高家5735-10
設置年月	平成10年12月	平成5年3月	平成8年3月	平成9年3月	平成18年2月
設置目的	安曇野の自然に恵まれた豊富な農産物の処理加工を通じて、交流、情報交換の活動を促進する。	新鮮で安全な農産物、農産加工品等の提供並びに農産物の加工処理及び特産品の開発研究を行うとともに、都市と農村の交流の場として活用することにより、地域農業の振興を図る。	農産物の加工処理を通じ、農家生活の環境改善と農産物の消費拡大を図り、農業の振興に寄与する。	中山間地域農業活性化の一環として、地域特産物の加工及び地域の食文化の伝承事業を行うことにより、交流、情報交換等の活動の推進を図り、もって中山間地域の農業を活性化する。	豊科南部地区の活性化を図るため、地場農産物の生産及び販売の拡大、地産地消の促進並びに特色ある特産物の開発等農業振興を図るとともに、農家、定年退職者、女性及び消費者等が共に参画して、新たな地域づくりを進める。
建設費（千円）	18,140	42,069	114,586	97,042	19,600
指定管理者 (R6.4.1現在)	安曇野市豊科農産物加工交流センター管理運営委員会	企業組合Ｖif穂高	農事組合法人 ほりがね物産センター組合	安曇野あかしな農産物加工交流ひろば組合Ｅbeya	豊科南部地区新鮮市組合
指定管理期間	R2.4.1～R7.3.31	R6.4.1～R11.3.31	R6.4.1～R11.3.31	R4.4.1～R9.3.31	R4.4.1～R9.3.31
指定管理料（千円） (R6)	1,390	3,471	1,234	2,596	－
納付金（千円） (R6)	－	－	－	330	180
施設概要	敷地面積345㎡	敷地面積1359㎡	敷地面積（No.21に含む）	敷地面積943㎡	敷地面積878㎡
	木造平屋建	鉄骨平屋建、木造平屋建	木造平屋建	木造平屋建	木造平屋建
	建物面積126㎡	建物面積259㎡	建物面積342㎡	建物面積210㎡	建物面積179㎡
	加工場	加工場	加工室	味噌加工所	農産物直売所
	集会室	食品保管庫	研修室	コミュニティ調理室	
	事務室	農産物加工施設0	農産物加工施設	そうざい製造室	
				菓子製造室	
				事務室	

No.	6	7	8	9	10
名称	Vif穂高	三郷産地形成促進施設（みさとサラダ市）	三郷畜産活性化施設（あづみ野ミルク）	堀金物産センター	こねこねハウス
	安曇野市穂高農業活性化施設条例（平成17年10月1日条例第172号）	**安曇野市三郷産地形成促進施設条例（平成17年10月1日条例第183号）**	**安曇野市三郷畜産活性化施設条例（平成17年10月1日条例第188号）**	**安曇野市堀金物産センター条例（平成17年10月1日条例第184号）**	**安曇野市穂高農業活性化施設条例（平成17年10月1日条例第172号）**
所在地	穂高有明7751-1	三郷温5896-2	三郷温5904	堀金烏川2696-1 堀金烏川2719-1	穂高3029-1
設置年月	平成15年3月	平成11年3月	平成12年3月	平成8年3月	平成6年3月
設置目的	新鮮で安全な農産物、農産加工品等の提供並びに農産物の加工処理及び特産品の開発研究を行うとともに、都市と農村の交流の場として活用することにより、地域農業の振興を図る。	農畜産物の加工及び販売による消費者との交流を通じ、農業の振興と地域の活性化に寄与する。	農畜産物の加工及び販売による消費者との交流を通じ、農畜産業の振興と地域の活性化に寄与する。	農産物、加工品、特産品等の販売の拠点として活用するとともに、農業者の研修と交流、都市住民との交流、農業者と異業種者との交流を促進する施設として、農業農村の活性化に寄与する。	新鮮で安全な農産物、農産加工品等の提供並びに農産物の加工処理及び特産品の開発研究を行うとともに、都市と農村の交流の場として活用することにより、地域農業の振興を図る。
建設費（千円）	371,847	140,553	35,168	211,790	85,078
指定管理者 (R6.4.1現在)	企業組合Ｖif穂高	㈱三郷サラダ市	㈱綿半三原商店	農事組合法人 ほりがね物産センター組合	企業組合Ｖif穂高
指定管理期間	R6.4.1～R11.3.31	R6.4.1～R11.3.31	R4.4.1～R9.3.31	R6.4.1～R11.3.31	R6.4.1～R11.3.31
指定管理料（千円） (R6)	－	－	－	－	2,731
納付金（千円） (R6)	1,400	890	210	2,340	－
施設概要	敷地面積7,785㎡	敷地面積3,196㎡	敷地面積341㎡	敷地面積8,933㎡ （No.3を含む）	敷地面積4,360㎡
	鉄骨平屋建	木造平屋建	木造平屋建	木造平屋建 一部鉄骨2階建	鉄骨平屋建
	建物面積1,366㎡	建物面積482㎡	建物面積74㎡	建物面積1,288㎡	建物面積303㎡
	農産物直売所	農産物直売所	製品展示室	農産物直売所	体験館
	食堂	加工施設	厨房	食堂	食堂
	ふれあい体験館	外便所	製造室	研修室	
	加工施設		売店	倉庫	
	外便所				

No.	11	12	13	14
名称	三郷やすらぎ空間施設 （信州安曇野そばの郷）	三郷小倉多目的研修集会施設	新規就農者住宅	新規就農者住宅
	安曇野市三郷やすらぎ空間施設条例（平成18年1月30日条例第3号）	安曇野市三郷小倉多目的研修集会施設条例（平成17年10月１日条例第166号）	**安曇野市新規就農者住宅条例（平成17年10月1日条例第179号）**	**安曇野市新規就農者住宅条例（平成17年10月1日条例第179号）**
所在地	三郷温6725-1	三郷小倉3484-1	三郷小倉1330-3 （東小倉A・B）	三郷小倉3482-4 （東小倉C）
設置年月	平成18年4月	昭和58年1月	平成15年7月	平成16年10月
設置目的	各種農業体験を通して地域住民と都市住民の交流を促進し、もって地域農業を活性化する。	農業者の営農若しくは生活の改善又は経営の合理化を図るとともに、地区住民の健康増進及び活力ある農村をつくる。	農業従事者の高齢化、農業の担い手不足等による農地の遊休荒廃化を防止し、その解消を図るため、意欲的な新規就農者を受入れ、市の農業の活性化を図る。	農業従事者の高齢化、農業の担い手不足等による農地の遊休荒廃化を防止し、その解消を図るため、意欲的な新規就農者を受入れ、市の農業の活性化を図る。 （平成３年建築　旧小倉駐在所を用途変更）
建設費（千円）	147,227	208,997	15,392	－
指定管理者 （R6.4.1現在）	㈱かまくらや	直営	－	－
指定管理期間	R3.4.1～R8.3.31		－	－
指定管理料（千円） （R6）	893	―	－	－
納付金（千円） （R6）	－	－	－	－
施設概要	敷地面積4,659㎡	敷地面積2,261㎡	敷地面積973㎡	敷地面積391㎡
	木造平屋建	鉄骨2階建	木造平屋建	木造平屋建
	建物面積336㎡	建物面積1,225㎡	建物面積115㎡	建物面積71㎡
	移築古民家施設	多目的ホール	建物2棟	建物1棟
	農産物加工体験施設	会議室		
	食事提供施設	調理実習室		
	体験農園			